

株主各位

第63期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための  
体制およびその運用状況  
会社の支配に関する基本方針  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

2020年5月29日

川澄化学工業株式会社

「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kawasumi.jp>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および従業員の法令等の遵守およびリスク管理について
  - ア. 取締役会は、取締役および従業員の法令等の遵守およびリスク管理についてその執行状況を監督します。また、内部通報制度を設置し、法令等に反する行為の未然防止もしくは早期発見を図ります。内部通報の内容・対応状況については、適宜監査等委員会に報告します。
  - イ. 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断を、企業防衛の観点から必要不可欠なものと捉え、団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないよう取り組みの強化を図ります。
  
- ② 取締役の効率的な職務執行の確保と当該職務執行に係る情報の保存等について
  - ア. 当社は、職務権限規程や業務分掌規程等に基づく適切な権限委譲や稟議制度について定め、取締役の効率的な職務執行環境を整備します。
  - イ. 当社は、物品管理規程ならびに文書管理細則等に基づき、主要会議の議事録やその資料および業務執行に係る重要書類や報告書等について適切に保存管理します。
  
- ③ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について
  - ア. 当社は、グループ会社を管理する部署および規程を定め、グループ会社の取締役および従業員の法令等の遵守およびリスク管理についてその執行状況を監督し、適正かつ効率的なグループ会社運営を行ないます。
  - イ. 取締役会は、主要なグループ会社に対してはその業容等について、必要に応じて取締役会への報告を求めます。
  - ウ. 監査等委員会は、常勤監査等委員を配置し、上記1項から3項までの全ての事項について、その実行状況を常時監督できる体制を整備します。
  
- ④ 監査等委員会の職務の補助要員の配置と独立性および当該補助要員への指示の実効性について
  - ア. 取締役は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、専任の監査等委員スタッフを配置します。
  - イ. 監査等委員スタッフは監査等委員会の指揮命令により業務を行ないます。当該監査等委員スタッフの異動や評価・処遇については予め監査等委員会の同意を得た上で決定します。

⑤ 監査等委員会への報告、費用等の処理および監査等委員会の監査の実効性を確保するその他の体制について

- ア. 当社グループの役員および従業員は、当社監査等委員会の求めに応じて、会社経営および事業運営上の重要事項や業務執行の状況および結果について報告します。
- イ. 当社グループの役員および従業員は、法令等の違反等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第直ちに当社監査等委員または監査等委員会に対して報告します。
- ウ. 当社は、当社グループの監査等委員または監査等委員会へ報告を行なった者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底します。
- エ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- オ. 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に会合をもち意思疎通を図るほか、監査等委員会が実効的な監査を行なうことができる環境を整備します。

⑥ 内部監査の実施と監査等委員会への報告について

- ア. 上記の内部統制システムの整備および運用に関し、内部監査部門が当社グループの内部監査を実施し、監査等委員は取締役の職務の執行状況を監査します。
- イ. 内部監査部門は、監査等委員会と定期的に会合をもち意思疎通を図るほか、監査の実施状況を報告します。また、監査等委員会が必要と認めるときは、適宜内部監査部門に対し報告を求めます。
- ウ. 監査等委員会は、内部監査部門に対し監査依頼ができるほか、不正行為の恐れがある場合には、内部監査部門に対して指揮権を行使します。
- エ. 内部監査部門の長の異動や評価・処遇については予め監査等委員会の同意を得た上で決定します。

また、当事業年度中における上記体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役会を12回開催し、法令や定款に定める事項に関する決議や業務執行に対する監督を行なうほか、常勤取締役および常勤監査等委員をメンバーとする経営会議を設けて、経営体制や事業構造の改革などのテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完しております。
- ② 監査等委員会を6回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性確保のため、実施計画に基づき内部監査部門が内部統制評価を実施いたしました。
- ④ 関係会社管理細則に基づき、当社のグループ会社から業務に関する重要事項の報告を受け、その承認を行ないました。また、四半期ごとに定期報告を受け、業務執行状況を確認いたしました。
- ⑤ 当社グループの社員に対し、必要に応じてコンプライアンスに関する教育・指導を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図りました。また、内部通報窓口の運用を通じて、広く情報を入手することで、コンプライアンスの実効性を高めるよう努めました。
- ⑥ 反社会的勢力排除の取り組みとして、契約書への反社会的勢力排除条項の記載を徹底しました。
- ⑦ 常勤監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、執行役員会、内部監査報告会等の重要な社内会議に出席し、業務の執行状況を直接的に確認しました。また、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報交換を行ない、相互の連携を図りました。

## 会社の支配に関する基本方針

当社は、2019年6月20日開催の第62期定時株主総会において、「当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）」の更新につきご承認をいただいております。

本プランの有効期間は、第63期定時株主総会終結の時までとなりますが、その概要は以下のとおりであります。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の概要

当社は、当社の株主のあり方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転をとまなう買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するような行為の中には、その目的等からみて被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量取得行為またはこれに類似する行為を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、このような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は創業以来の基本理念である「医療を通じて、社会と人々の幸せに貢献する」のもと、医療機器の製造販売に従事し、患者様や医療従事者の方々にその製品を通じて「安心」をお届けする活動により、株主・投資家はじめ全てのステークホルダーの皆様方からのご期待に応えるとともに、企業価値・株主共同の利益の向上を目指した活動を展開しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、必要な手続を定めています。

また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとしています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大量取得を行なう場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権(以下これを「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使

または当社による取得にともなって買収者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外有識者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、買収者が本プランに従っており、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合であって、かつ、株主総会の開催が実務上可能である場合には、原則として、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを予定しています。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

#### ④ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

ア. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②の取組み）について上記②に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③の取組み）について

(ア)当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(イ)当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- i. 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること  
本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。
- ii. 株主意思を重視するものであること  
当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を確認するため、第62期定時株主総会において本プランについての議案を上程し、当社株主の皆様のご承認をいただいております。  
当社取締役会は、本プランで定めるとおり、原則として、本プランの発動の是非について、株主総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。  
また、本プランには、その有効期間を約1年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、①本定時株主総会における委任決議を撤回する旨の決議が行なわれた場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。
- iii. 独立委員会による判断の重視と情報開示  
本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、社外有識者等のみから構成される独立委員会により行なわれることとされています。  
また、その判断の概要については株主の皆様にご開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益にかなうように本プランの透明な運営が行なわれる仕組みが確保されています。
- iv. 合理的な客観的要件の設定  
本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- v. 第三者専門家の意見の取得  
買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

- vi. 当社取締役の任期は原則1年であること  
当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年とされております。従って、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。
- vii. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと  
本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。  
従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、また任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制は採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度 期首残高	6,642	6,773	25,160	△1,917	36,658
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△309		△309
親会社株主に帰属する当 期純利益			1,395		1,395
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△6		43	37
その他資本剰余金の 負の残高の振替		6	△6		-
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					-
当連結会計年度 変動額合計	-	-	1,079	43	1,122
当連結会計年度末残高	6,642	6,773	26,239	△1,873	37,781

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 株 持	支 配 主 分	純 合 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
当連結会計年度 期首残高	1,403	352	△103	1,652		57	38,368
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△309
親会社株主に帰属する当 期純利益							1,395
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							37
その他資本剰余金の 負の残高の振替							-
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△149	△351	12	△488		△9	△498
当連結会計年度 変動額合計	△149	△351	12	△488		△9	624
当連結会計年度末残高	1,253	0	△90	1,163		47	38,992

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 カワスマラボラトリーズタイランド (タイ)  
カワスマラボラトリーズアメリカ (アメリカ)  
ナムシントレーディング (タイ)

なお、ナムシントレーディング (タイ) は2018年12月27日をもって解散し、現在、清算手続中でありま  
す。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の数及び名称

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・会社の名称 フレゼニウス川澄株式会社

##### ② 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社の決算日は12月31日であり、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、ナムシントレーディング (タイ) の12月31日を除き、連結決算日と一致して  
おります。なお、ナムシントレーディング (タイ) については、同社の決算日現在の計算書類を使用し、連結  
決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産  
直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. 棚卸資産

・商品、製品、仕掛品  
及び原材料

主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に  
基づく簿価切下げの方法により算定)

・貯蔵品

主として最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿  
価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び佐伯工場(血液バッグ生産工場)の生産設備、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法  
海外連結子会社は定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物……………15～38年  
機械装置及び運搬具……………7～8年  
工具器具備品……………2～6年
- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法(主な耐用年数5年)
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生時の連結会計年度から処理することとしております。  
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から処理することとしております。

- ⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準  
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
 なお、海外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項  
 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」を当連結会計年度より適用し、原則としてすべての借手としてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上する方法に変更しております。IFRS第16号の適用については、経過的な取り扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 27,907百万円

## 4. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 構造改革費用

当社グループは、企業価値向上に向けた収益力の強化と体質改善を目的として、構造改革を実施しており、それらの施策により発生した費用を構造改革費用に計上しております。構造改革費用の内訳は、棚卸資産廃棄損52百万円及び固定資産除却損5百万円であります。

### (2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
タイ国ナコンラチャークン県	遊休資産	機械装置及び運搬具	19

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分をもとにグルーピングを行い、処分予定資産（廃棄売却等により処分が予定されている資産）、遊休資産については個別に資産のグルーピングを行っております。

将来の使用見込みがないと判断された遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

(3) 棚卸資産評価損

製品輸送中に洋上火災事故が発生し、品質が劣化した製品を廃棄処分することとしました。これに伴う損失30百万円を棚卸資産評価損に計上しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 22,948,003株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,332,720株	124株	53,000株	2,279,844株

(注) 自己株式の株式数の増加124株は、単元未満株式の買取り124株による増加分であります。また自己株式の株式数の減少53,000株は、2019年6月20日開催の第62期定時株主総会にて承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度に基づく減少分であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	154	7.5	2019年3月31日	2019年6月21日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	155	7.5	2019年9月30日	2019年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
2020年6月18日開催の第63期定時株主総会において次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 227百万円
- ・1株当たり配当金額 11円 (うち特別配当3円50銭)
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月19日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクや将来の為替変動によるリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行ないません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行なっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

また、営業債務は、流動性リスクにさらされていますが、当社グループでは、各社が資金繰表を作成する等の方法により管理しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行なっており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行なっています。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	20,597	20,597	－
(2) 受取手形及び売掛金	5,279	5,279	－
(3) 投資有価証券 其他有価証券	2,355	2,355	－
資産計	28,231	28,231	－
支払手形及び買掛金	(1,055)	(1,055)	－
負債計	(1,055)	(1,055)	－

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項  
資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券に関する事項については、「(注) 4. その他有価証券で時価のあるもの」をご参照ください。

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,186

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	20,597	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,279	—	—	—
合計	25,876	—	—	—

(注) 4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	365	2,201	1,835
	小計	365	2,201	1,835
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	193	153	△39
	小計	193	153	△39
合計		559	2,355	1,795

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,884円33銭

(2) 1株当たり当期純利益

67円55銭

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 剰 余 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					別 途 積 立 金	繰 上 利 剰 余 金	
当 期 首 残 高	6,642	6,462	-	6,462	368	8,710	8,391
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△309
当 期 純 利 益							3,045
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			△6	△6			
そ の 他 資 本 剰 余 金 の 負 の 残 高 の 振 替			6	6			△6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	2,730
当 期 末 残 高	6,642	6,462	-	6,462	368	8,710	11,121

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金 計	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 値 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	17,469	△1,917	28,657	1,402	1,402	30,059
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△309		△309			△309
当 期 純 利 益	3,045		3,045			3,045
自 己 株 式 の 取 得		△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分		43	37			37
そ の 他 資 本 剰 余 金 の 負 の 残 高 の 振 替	△6		-		-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△149	△149	△149
当 期 変 動 額 合 計	2,730	43	2,773	△149	△149	2,623
当 期 末 残 高	20,200	△1,873	31,430	1,253	1,253	32,683

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ 棚卸資産

・商品、製品、仕掛品及び原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び佐伯工場（血液バッグ生産工場）の生産設備、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・・・・・・・・15～38年

機械装置・・・・・・7～8年

工具器具備品・・・・・2～6年

定額法（主な耐用年数5年）

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から処理することとしております。
- 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生事業年度から処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理の方法	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,079百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。
- |          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 827百万円   |
| ② 長期金銭債権 | 69百万円    |
| ③ 短期金銭債務 | 2,204百万円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ① 営業取引による取引高      |          |
| 売上高               | 1,022百万円 |
| 仕入高               | 8,451百万円 |
| 販売費及び一般管理費        | 2百万円     |
| ② 営業取引以外の取引による取引高 |          |
| 受取経営指導料           | 258百万円   |
| 受取配当金             | 2,524百万円 |
| その他の営業外収益         | 19百万円    |
- (2) 構造改革費用
- 当社は、企業価値向上に向けた収益力の強化と体質改善を目的として、構造改革を実施しており、それらの施策により発生した費用を構造改革費用に計上しております。構造改革費用の内訳は、棚卸資産廃棄損52百万円及び固定資産除却損5百万円であります。

(3) 棚卸資産評価損

製品輸送中に洋上火災事故が発生し、品質が劣化した製品を廃棄処分することとしました。これに伴う損失30百万円を棚卸資産評価損に計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,279,844株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：百万円）

繰延税金資産	
未払事業税	23
賞与引当金	60
棚卸資産評価減	44
退職給付引当金	228
減損損失	95
その他	106
繰延税金資産小計	560
評価性引当額	△62
繰延税金資産合計	497
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	549
その他	0
繰延税金負債合計	550
繰延税金負債の純額	52

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1
外国子会社からの受取配当金の益金不算入額	△20.1
外国子会社からの受取配当金に係る源泉税	6.9
住民税均等割等	0.5
評価性引当額の増減額	△0.1
試験研究費等の税額控除	△1.5
その他	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.2%

## 6. 退職給付関係に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

### (2) 確定給付制度

#### ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,607百万円
勤務費用	128百万円
利息費用	17百万円
数理計算上の差異発生額	31百万円
退職給付の支払額	△306百万円
退職給付債務の期末残高	<u>1,479百万円</u>

#### ② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	784百万円
期待運用収益	15百万円
数理計算上の差異の発生額	△63百万円
事業主からの拠出額	37百万円
退職給付の支払額	△172百万円
年金資産の期末残高	<u>601百万円</u>

#### ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	759百万円
年金資産	△601百万円
	<u>157百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	719百万円
未積立退職給付債務	877百万円
未認識数理計算上の差異	△140百万円
未認識過去勤務費用	11百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>748百万円</u>
退職給付引当金	748百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>748百万円</u>

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	128百万円
利息費用	17百万円
期待運用収益	△15百万円
数理計算上の差異の費用処理額	12百万円
過去勤務費用の費用処理額	△2百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>139百万円</u>

⑤ 年金資産に関する事項

イ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	24.1%
債券	24.6
生命保険一般勘定	49.6
その他	1.7
合計	<u>100.0</u>

ロ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.1%

長期期待運用収益率 2.0%

予想昇給率 3.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、81百万円であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	カウスミラボラトリースタイランド(タイ)	235 百万円	医療機器・医薬品の製造	(所有) 直接 99.5%	1名	原材料の販売及び製品の購入	原材料・製品の購入 注(1)	8,451	買掛金	2,159
							受取 経営指導料 注(2)	258	未収入金	66

上記取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 原材料・製品の購入価格その他の取引条件は、毎年度価格交渉の上、原材料・製品の实勢価格を勘案し決定しております。
- (2) 受取経営指導料は、売上高の一定の割合で契約に基づき決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,581円36銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 147円49銭   |

記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。